

**【伊那市内、駒ヶ根市内、箕輪町内、南箕輪村内、宮田村内の
営業時間短縮等要請区域対象】**

新型コロナウイルス拡大防止協力金 Q & A

Q 1 時短要請は何に基づくものか？

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条 9 項に基づく知事の感染症対策にかかる協力要請です。

Q 2 時短要請の対象となる店舗は？

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、20時から午前5時までの間に酒類の提供を行う店舗が対象です。具体的には、キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ等の接待を伴う飲食店や、居酒屋、ファミリーレストラン等の酒類の提供を行う飲食店、酒類の提供を行うカラオケ店、酒類の提供を行うライブハウス（貸しスタジオは含みません。）等です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、ケータリング、移動を前提としたキッチンカー、露店営業、漫画喫茶、インターネットカフェ等については対象外となります。

Q 3 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるか？

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、営業時間短縮の要請対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q 4 ショッピングセンター内のフードコート全体が時短営業をした場合、フードコート内の全店舗が協力金の対象となるか。

営業時間短縮の要請対象かどうかはフードコート全体ではなく、個々の店舗での酒類の提供などの要件により判断しますので、フードコート内の全店舗が一律に協力金の対象となるわけではありません。

Q 5 ショッピングセンターにテナントとして入居している酒類を提供していない店舗が、全館時短営業に伴って時短営業した場合、協力金の対象となるか。

酒類を提供していない店舗は、営業時間短縮の要請対象外となっているため、ショッピングセンター全館が時短営業となっても、協力金の対象となりません。

Q 6 ホテル内にテナントとして入居している飲食店は対象となるか？

酒類を提供しており、通常の営業時間が 20 時以降の場合は対象となります。

Q 7 ホテル・旅館の飲食場所は協力金の支給対象となるか？

ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は対象となりません。

しかし、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合、20 時までの営業としていただければ対象となります。

ただし、その場合、①対外的に宿泊者以外が 20 時を越えて常時利用できることが公表されていること、②酒類を提供していること、③飲食提供専用スペースとして区分されていることを証明する書類を提出する必要があります。これらが申請書類から確認できない場合は支給対象とならない可能性があります。

なお、20 時には飲食提供専用スペースを閉鎖していただく必要があることから、同スペースで宿泊者向けにも飲食を提供できなくなることにご注意ください。

Q 8 酒類の提供を行う飲食店とはどのような店舗か？

店内で飲食し、酒類の提供を行っていただければ休業または営業時間短縮の要請対象となります。

Q 9 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？

酒類を提供していない店舗は対象外です。営業時間短縮の要請期間中であっても 20 時以降に営業していただいても構いません。

Q10 食事の提供がメイン（麺類店、レストラン等）だが、お酒を提供している場合は、協力金の支給対象となるか？

酒類を提供する飲食店は支給対象となります。

Q11 ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるか？

ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q12 酒類を提供するカラオケ店とはなにか？

カラオケ設備の提供者と恒常的な契約や、楽曲の利用料の支払いなどを行い、カラオケ営業する店舗において、酒類（酒税法第 2 条の定義による）を提供していることです。

なお、食品衛生法における飲食店営業許可証をもっているカラオケ店のみが対象です。

Q13 5 月 23 日からの要請だが、5 月 22 日 24 時（23 日 0 時）から 23 日午前 5 時までの深夜営業は可能か？

営業していただくことは可能です。ただし、5 月 23 日 20 時以降の営業については休業または営業時間短縮要請の対象となります。

Q14 時短要請の対象について、酒類の提供を行う店舗のみとした理由は？

県内における感染要因の大きなものとしては飲食を介しての感染です。特に、接待を伴う飲食店など酒類の提供を行う飲食店で多くのクラスターが発生しています。また、国の分科会からも、「飲食を伴う懇談会等」や、「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店に対して、営業時間短縮の要請を行うこととしました。

Q15 協力金は営業補償なのか？

営業時間短縮等への協力に対する協力金であり、営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではありません。

Q16 要請に気づかず、定められた日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象にならないのか？

できるだけ全期間営業時間の短縮をしていただきたいですが、特別な事情があり時短営業の開始が遅れた場合も、協力金の対象とします。ただし、遅くとも5月25日20時から6月5日まで全ての期間において要請に協力していただくことが必要です。この場合、「時短営業を実施した日数×支給単価（【中小企業(個人事業主含む)】2.5万円～7.5万円/日、【大企業又は中小企業】0円～20万円/日）」を支給します。

Q17 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となるか？

営業時間短縮の要請対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。また、定休日が含まれる場合も交付対象になります。（従前より20時～午前5時までの時間帯を超えて営業を行う事業者に限ります。）

Q18 要請期間中は季節的な休業中だが、協力金の対象となるか？

コロナの影響による休業でないため、支給対象にはなりません。

Q19 20時までに営業を終了しなければいけないか？それとも、酒類だけを止めればいいのか？

酒類の提供だけではなく、営業を終了していただくようお願いします。

Q20 要請期間中、酒類の提供をやめて、20時以降も営業する場合は、協力金の対象となるか。

営業時間短縮をしていないと判断されるため、協力金の支給対象にはなりません。

Q21 酒類提供を行う飲食店が、20時以降はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、20 時以降も営業していただいて構いません。

Q22 酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取りやめ、20 時までの時短営業をした場合、協力金の対象となるか？

協力金の対象となります。

Q23 酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でもよいか？

申請される店舗のものであることが分かるメニューの写真や酒類の納品書、伝票、請求書の写し等（要請日前の発行）、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。

Q24 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となるか？

酒類を提供していない飲食店は、原則として営業時間短縮の要請対象外となるため、時短営業等を行っても協力金の対象となりません。ただし、風営法に基づく営業許可により営業されている接待を伴う飲食店は要請に協力した場合、支給の対象となります。

Q25 対象エリア内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

営業時間短縮等の要請にご協力いただいた店舗数に応じて、1 店舗あたり 35～最大 280 万円を支給します。例えば、事業者が 2 店舗分の申請をすれば 70～最大 560 万円、3 店舗分の申請をすれば 105～最大 840 万円の支給を受けることができます。ただし、事業者は、店舗ごとに申請書類を準備した上で申請していただく必要があります。

Q26 県内に複数の店舗がある場合、全ての店舗で営業時間を短縮する必要があるか？

対象エリアにある営業時間短縮の要請対象となる全ての事業所に対して営業時間短縮にご協力をお願いしておりますが、要請対象外の地域の店舗については、県は要請していないため短縮する必要はありません。

Q27 申請する際の店舗数はどのように捉えたらいいのか？

原則として飲食店営業許可証の交付の数により判断しますが、場合によって実際の営業実態で判断することもあります。

Q28 数人で居酒屋を共同経営している。この場合、全員申請することができるか？

この場合、代表する方一人のみ申請できます。

Q29 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

営業時間短縮等の要請対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮等を行った場合であれば対象となります。

Q30 店舗を新たにオープンしたばかりだが、時短営業した場合、協力金の対象となるか？

営業時間短縮の要請（5月23日）より前から要請対象となる店舗をオープンしていて、20時～午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。計算方法はQ64をご覧ください。

Q31 要請期間の途中（5月25日など）で開店する予定であった。開店後、時間短縮すれば少しでも貰えるのか？

令和3年5月23日より前から開業していることが支給要件となっていますので、営業時間短縮の要請期間の途中で開店する場合は支給対象となりません。

Q32 20時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことか？

20時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。お客様が退店後、片付けや閉店準備のため従業員が残る必要がある場合は、閉店が20時を過ぎても可としますが、ラストオーダーや、飲食の提供が20時までであっても、お客様が20時以降も店内にいた場合には申請いただけません。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q33 以前は20時以降も営業していたが、コロナの影響により最近は20時に閉店していた場合は、対象にならないのか？

酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に20時以降まで営業されており、コロナの影響以後に20時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただいた上で支給を決定します。

Q34 要請前に完全予約制で20時以降も営業をしている。この場合は対象となるか。

HPやSNSなどで営業時間を外に向けて周知している場合は対象となります。

この場合、対外的に公表していることがわかるものを提出してください。対外的に公表していることが証明できない場合は支給対象外となる場合があります。また、Q36（予約が臨時的な営業）に該当する場合は、支給対象外となります。

Q35 飲食店について、例えば「土曜・日曜日」と固定した曜日だけ 20 時以降に営業している事業者が、5時から20時までの範囲内の時間短縮に協力した場合は、協力金の対象になるか？

曜日を固定して日常的に実施している場合は、対象となります。ただし、HPやSNSなどで営業時間を周知している必要がありますので、対外的に公表していることがわかるものを提出してください。

Q36 通常の営業時間が午前5時から20時の範囲内だが、予約などの事前連絡にて不規則に20時以降に営業している場合は、協力金の対象となるか？

20時以降の営業が臨時的なもので、通常の営業時間ではない場合は対象外となります。

Q37 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？

特別な事情があり5月23日から要請に応じることが困難な場合であっても、遅くとも5月25日20時から6月5日まで全ての期間において要請に協力していただくと対象となります。この場合、要請に応じた日数に応じて1店舗1日あたり2.5万円～20万円/日を支給します。

Q38 「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していないと、協力金は支給されないのか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「新型コロナ対策推進宣言」を掲示していただくことが必要です。ただし、営業時間の短縮等の要請があった時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていない場合は、遅くとも要請期間最終日までに、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」の表示を開始することが支給の条件となっています。

※ 国、市の感染防止対策にかかるポスターなどでも可能です。

Q39 「新型コロナ対策推進宣言」のステッカーを入手するにはどうすればいいのか？

入手方法については、県のホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#shitsumon

Q40 要請期間前（又は期間中）に廃業した。協力金の対象となるか？

要請に応じた営業時間の短縮と言えず、対象となりません。

Q41 休業届を提出して長期間休業しているが、協力金の対象となるか？

対象となりません。

Q42 要請前に臨時休業した場合は協力金の対象となるか？

短期間で一時的な臨時休業は対象となります。ただし、コロナの影響によらない長期的な休業は協力金の対象とならない場合があります。

Q43 飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できるか？

申請できません。

Q44 飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できるか？

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q45 飲食店営業許可証の申請者名と許可書に記載されている営業者名が異なるが、どうすればよいのか？

飲食店営業許可証の営業者名を申請者名に変更していただくか、飲食店営業許可証に係る申出書と合わせて、申請者が店舗を管理していることがわかる賃貸借契約書の写しか公共料金等の写しを提出してください。

Q46 2019年（令和元年）分の確定申告書類の提出でもよいのか？

算出に用いる同時期の売上が含まれる申告書を提出していただく必要があるため、2019年（令和元年）の5、6月の売上高で申請する場合は、2019年（令和元年）の同時期が含まれる確定申告書類を提出してください。

Q47 売上高とは何を指すのか？

確定申告書類等において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。なお、対象飲食店の売上高で給付額を決定しますので、複数店舗運営する事業者などの場合は、申請時に各店舗の売上がわかる書類を提出していただくことになります。

Q49 1日当たりの売上高はどのように計算するのか？

月単位方式の場合、令和元年度又は2年度の確定申告書の控え等に記載された令和元年又は2年5月及び6月の売上高を当該月の日数(61日)で割った金額で計算してください。

時短要請期間方式の場合、令和元年又は2年の5月23日から6月5日の飲食業売上高を5月23日から6月5日の日数(14日)で割った金額で計算してください。(この場合、1円未満の端数は切り上げます。)

Q50 中小企業の定義を教えてください？

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。以下同じ。）で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等です。

具体的には、以下のいずれかに該当する場合は中小企業者となります。

業種分類	下記いずれかに該当	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

飲食業は『小売業』、ホテル・カラオケなどは『サービス業』の基準で判定を行います。

『常時使用する従業員』は正規社員のほか、常態として勤務するパートタイム、アルバイトも含まれます。（繁忙期で臨時的に採用されるような従業員は含みません。）また、会社役員及び個人事業主は含みません。

Q51 協力金の算定における売上高は雑収入を含めるのか？

含めません。

Q52 売上高は税抜と税込のどちらで計算するのか？

税抜きで計算してください。ただし、1日当りの売上高が83,333円以下の時など、1日当りの支給単価は下限額となる場合は、税込の金額でも可とします。

Q53 いわゆるみなし大企業は、大企業として扱うのか？

中小企業として扱いますので、売上高方式又は売上高減少方式で計算してください。

Q54 ホテル・旅館内で飲食店を経営しており、同じ場所で宿泊者のディナー等を提供している。この場合、飲食事業の売上高はどのように計算すればいいのか？

宿泊者が利用した飲食代を除いた売上高で計算してください。

Q55 飲食事業の売上高について、テイクアウトに係る売上高は含めていいのか？

飲食品のテイクアウトに係る売上高や飲食事業に合わせて土産物等の物品販売などは、原則としてそれらの事業の売上高を除外して飲食事業の売上高を計算してください。

テイクアウト等が飲食物の提供に付随する小規模のものである場合や、飲食物の提供を行わなければ単独では成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合には、場合によっては、場合によって飲食業売上高に含めて計算することができます。

例：飲食店内において、その飲食店を利用する幼児等向けの安価な玩具や顧客向けの記念品等を販売している場合等は飲食業に付随する小規模のものであると判断できるケースがあります。

Q56 店舗ごとの飲食事業の売上高の把握が難しいがどうすればいいのか？

原則として店舗ごとの飲食事業の売上高の帳簿が無い等の場合でも、レジの日計表・会計伝票等を基に計算してください。なお、会計伝票をまとめて記載している等のやむを得ない場合は、飲食事業の月間売上高を店舗数で割った金額で計算してください。

Q57 前年（又は前々年）5・6月の売上高がわからないがどうすればいいのか？

収支内訳書や住民税申告書等に記載された前年（又は前々年）の年間売上高を365日（事業年度に令和2年2月29日を含む場合は366日）で割った金額で計算してください。（この場合、1円未満の端数は切り上げます。）

Q58 5・6月の売上帳簿等がないがどうすればいいのか？

やむを得ない場合は、他の書類に替えることも可能です。

Q59 1日の売上高が83,333円を超える場合、收受印がある確定申告書を提出することになっているが、無い場合はどうすればいいのか？

提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です。

※「課税証明書」又は「非課税証明書」は、対象となる年の「1月1日時点で住所を置いていた自治体」で発行されますので、引っ越しをした場合などは「その年の1月1日時点で住所」の自治体で手続きを行わなければなりません。

Q60 確定申告書は税理士の証明印があるものでも有効か？

税理士の証明印があるものでも構いません。

Q61 1日の売上高が83,333円を超える場合、青色申告決算（月別売上高）の控えを提出することになっているが、何を提出すればいいのか？

青色申告決算書は全4枚ありますが、1枚目から3枚目を提出してください。

Q62 1日の売上高が83,333円を超える場合、確定申告書類を提出できない場合は、どうすればいいのか？

住民税申告書又は住民税課税内容証明書の控えを提出してください。住民税申告書の控えもない場合には、県で理由を確認上、適切と認める場合には、売上帳等の帳簿を用いて売上高を確認します。なお、1日の売上高が83,333円を超えていても、確定申告書を提出できない場合は、1日の支給単価は下限額になります。

Q63 住民税申告書の控えがない場合は、どうすればいいのか？

提出ができない理由を確認の上、適切と認める場合には、売上帳等の帳簿を用いて売上高を確認します。

Q64 新規開店等の場合はどのように計算すればいいのか？

開店して1年未満（令和2年5月24日以降開店）の店舗の場合など、新規開店特例が適用になる場合、年間売上高（開店日から令和3年5月22日の間）を日割りして「1日当たりの売上高」を計算し、「売上高方式」にて「1店舗当たりの支給額」を算出します。ただし、開店日からの期間が61日未満の場合、「1店舗あたりの支給額」は、下限額の最大35万円とします。

※開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し及び開業日から令和3年5月22日までの売上台帳等の写しを提出してください。

※期間あたりの売上が83,333円を超える場合は、売上台帳等に税理士による署名がなされたものを提出してください。

Q65 法人成り等により、時短要請月の店舗の事業者と前年又は前々年の事業者が異なる場合はどのように売上高を計算すればいいのか？

事業の継続性があると認められる場合に、過去の売上高を基準に売上単価を計算することは可能です。その場合は、以下の書類を提出してください。

合併の場合…履歴事項全部証明書 等

法人成りの場合…履歴事項全部証明書、法人設立届出書 等

事業承継の場合…個人事業の開業・廃業届 等

Q66 災害の影響を受けたため、前年又は前々年の時短要請月の売上高が減っているがどうすればいいのか？

罹災証明等が前々々年の時短要請月と同じ月の売上高を基準に売上高単価を計算することは可能です。その際、罹災証明書等を提出してください。

Q67 確定申告を税込みで行っており、税抜きにすることが困難な場合はどうすればよいのか？

確定申告や日々の売上高管理等を税込みで行っており、かつ税抜きの売上高を個別に税抜きにすることが困難な場合は「税込みの売上高÷(1+税率)」といった方法で税抜きの売上高を計算しても差し支えありません。なお、期間中の1日あたりの売上高が税込で83,333円以下の場合、税抜き処理は不要です。

Q68 国の月次支援金の申請を検討しているが、県の協力金の財源は何か？

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用していますので、協力金の支給対象となる月は国の月次支援金の給付対象外となります。